

事務連絡
令和3年7月19日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕
児童福祉主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課虐待防止対策推進室

支援対象児童等見守り強化事業オンラインセミナーについて【資料共有】

平素より、児童福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による児童虐待や配偶者からの暴力等への懸念に対処するため、令和2年度補正予算において、支援対象児童等見守り強化事業を創設し、令和3年度においても事業を継続して実施できることとしております。

今般、当省主催による「支援対象児童等見守り強化事業オンラインセミナー」（以下「セミナー」という。）を開催し、多数の自治体にご参加いただきました。同セミナーでは、当室からの行政説明のほか、本事業を既に活用されている複数自治体から取組事例を発表いただくなど、各地域の実情に応じた様々な実践的な取組内容の共有を図ることができました。

こうした取組事例は、本事業を既に活用している自治体はもとより、今後、活用を検討されている自治体においても有益な内容と考えられることから、本セミナーで使用した行政説明資料及び取組事例に係る資料一式を共有いたします。

各自治体におかれては、本資料も参照いただきながら、事業の活用とともに、地域における子どもの見守り体制の強化に引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本事業に係る追加交付申請は、一律の〆切等は設けていないことから、追加交付申請の必要が生じた場合や事業実施に疑義等が生じた場合には、下記、担当係まで相談願います。

【添付資料】

- ・ 厚生労働省行政説明資料
- ・ 説明自治体発表資料

(参考)：支援対象児童等見守り強化事業オンラインセミナーの実施概要

- 開催期間：令和3年7月6日（火）、7日（水）、12日（月） ブロック別に計7回実施
- 実施方法：オンライン（ZOOM）
- 参加予定自治体：市町村及び都道府県担当者
- 実施内容：厚労省からの行政説明／事業実施自治体からの取組内容の説明／意見・情報交換

【照会先】

（事業内容に関するお問い合わせ）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

TEL：03-5253-1111（代表）調整係（内 4896・4862）

（申請手続きに関するお問い合わせ）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL：03-5253-1111（代表）予算係（内 4877）

支援対象児童等見守り強化事業について



厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室

支援対象児童等見守り強化事業について

令和2年度第3次補正予算：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

1か所当たり：9,723千円
※民間団体等の支援スタッフの person 費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）



事業実施状況（令和3年7月時点交付申請ベース）

北海道	札幌市	1	福井県	福井市	3	兵庫県	神戸市	4	長崎県	長崎市	1	
青森県	八戸市	1		大野市	1		尼崎市	6		佐世保市	1	
	五所川原市	1		勝山市	1		明石市	3		対馬市	1	
岩手県	盛岡市	17		あわら市	4	奈良県	奈良市	4		壱岐市	1	
宮城県	仙台市	2		越前市	4		平群町	1		雲仙市	1	
	涌谷町	1		坂井市	1		吉野町	1		長与町	5	
秋田県	秋田市	5		永平寺町	1	和歌山県	和歌山市	1		波佐見町	1	
茨城県	土浦市	1	長野県	富士見町	1		御坊市	1		新上五島町	1	
	常総市	1	岐阜県	岐阜市	3	鳥取県	米子市	4	大分県	中津市	1	
	つくばみらい市	1		各務原市	1	岡山県	笠岡市	1		杵築市	3	
栃木県	宇都宮市	2	静岡県	浜松市	1		総社市	4		豊後大野市	1	
	小山市	1		藤枝市	2	広島県	福山市	1	宮崎県	宮崎市	1	
群馬県	前橋市	1	三重県	四日市市	3		大竹市	3		都城市	1	
埼玉県	鴻巣市	1		桑名市	1	山口県	宇部市	1		延岡市	1	
	三郷市	1		名張市	2		山口市	2		日南市	1	
	吉川市	2		明和町	1	徳島県	徳島市	3		えびの市	1	
	宮代町	2	滋賀県	大津市	2	愛媛県	宇和島市	1		三股町	1	
千葉県	市原市	1		甲賀市	1	高知県	高知市	1	鹿児島県	鹿児島市	1	
東京都	文京区	1	京都府	京都市	12		本山町	1		錦江町	1	
	中野区	1		宇治市	1	福岡県	福岡市	3	沖縄県	嘉手納町	1	
	豊島区	1		亀岡市	4		久留米市	4		与那原町	1	
	足立区	1		向日市	2		古賀市	1				
	三鷹市	1		長岡京市	1		岡垣町	1				
	府中市	1	大阪府	大阪市	22	佐賀県	唐津市	14				
	町田市	1		高槻市	2		伊万里市	1				
神奈川県	鎌倉市	1		松原市	2							
新潟県	阿賀町	1		大東市	1							
石川県	金沢市	4		箕面市	1							

39都道府県 102市区町 230か所

質問1

要保護児童対策協議会の構成員の民間団体でなければ事業は実施できない？

質問2

本事業の対象は、要対協に登録されている支援対象児童だけなのではないか？

質問3

自治体「NPOの取り組みを行政が関与した形で新しく事業を作るのは難しい。。」

質問4

本事業に必要な備品(机、椅子、冷蔵庫等)を購入することは可能か。

質問1

要保護児童対策協議会の構成員の民間団体がなければ事業は実施できない？

答

本事業の実施者である民間団体等は、必ずしも要保護児童対策地域協議会の構成員に限定されるものではありません。

「支援対象児童等見守り強化事業の活用促進について(依頼)」

(令和3年7月1日付 子家発0701第2号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

質問2

本事業の対象は、要対協に登録されている支援対象児童だけなのではないか？

答

本事業の対象は、「要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等」であり、これは要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもだけではなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安感を持つ家庭等の子どもや妊婦も含まれます。

「支援対象児童等見守り強化事業の活用促進について(依頼)」

(令和3年7月1日付 子家発0701第2号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

質問3

自治体「NPOの取り組みを行政が関与した形で新しく事業を作るのは難しい。。」

答

- 1 各市区町村と個別の民間団体等の関係については、国として状況を承知してはおりませんので、各市町村の実情に応じた事業実施を検討して頂ければと考えておりますが、公募による事業者の選定が難しいということであれば、各市区町村の社会福祉協議会に相談するというところもあろうと考えられます。
- 2 なお、厚生労働省としては、市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)において、児童虐待防止の取組に当たって、日頃から子育て支援を行う民間団体等との連携の推進をお願いしているところです。

「支援対象児童等見守り強化事業の活用促進について(依頼)」

(令和3年7月1日付 子家発0701第2号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

質問4

本事業に必要な備品(机、椅子、冷蔵庫等)を購入することは可能か。

答

本事業の交付要綱5(4)の規定及び各自治体が定める備品購入に係る諸規定に基づき、備品の購入をしていただいで差し支えない。

「支援対象児童等見守り強化学業の活用促進について(依頼)」

(令和3年7月1日付 子家発0701第2号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

経済財政運営と改革の基本方針2021について (令和3年6月18日閣議決定) (抄)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

(2) 未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策

(略)

児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法附則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講ずる。児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講ずるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化する。

子供の貧困の解消を目指し、**子ども食堂・子ども宅食・フードバンクへの支援、地域における居場所づくり、見守り支援等を推進する。**また、学校給食などあらゆる場や機会に応じた食育の充実を図る。

子供にわいせつ行為を行った教員に対する措置について、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく取組を着実に進める。さらに、保育士における同様の対応のほか、教育・保育施設等や子供が活動する場で、有償、無償を問わず職に就こうとする者から子供を守ることができる仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進めるなど、海外の先進事例を踏まえ、子供の安心の確保のための様々な課題について検討する。

Point

- ・感染症拡大防止策としてのオンライン学習支援
- ・学習機会獲得の効果

①事業実施団体・事業実施形態

○事業実施団体 一般社団法人「みらいねっと弘前」

市内各所で運営されている子ども食堂を核として「地域共生社会」のまちづくりを進め、子どもの貧困、環境問題、SDGsなどに取り組む団体。社会福祉士、国立大教授、NPO代表らが理事を務める。

弘前市は「みらいねっと弘前」への事業委託により見守り強化事業を実施している。現時点で要対協構成員とはしていない。

専任の常勤職員を中心に、市内子ども食堂をはじめとした関係団体から情報や人的資本を集約し、事業を実施している。

②取組の概要

○事業実施内容

イベントや学校・保育所等への活動周知、各子ども食堂からの情報収集により、見守りを要する児童等を発見。

宅食により児童等とつながり、必要に応じて、子ども食堂等の地域資源や公的支援への橋渡しを行うほか、**オンラインによる学習支援を直接実施**する。

○事業実施期間：令和2年10月7日（契約締結日）～令和3年3月31日

○見守り対象児童数：実人数79人

○個人情報の取扱いについて

市が要支援児童等の情報を事業実施団体に提供する場合は、当該家庭の保護者から同意を得る。委託契約において守秘義務を課している。

③取組の効果

○事業実施にあたり工夫している点

- ・市が事業実施者が主催する地域ネットワークへ参画し、連携を強化。
- ・**通信機能付きタブレット端末を貸与することにより、家庭にネットワーク環境がない児童にも学習機会を提供する。**

○本事業が効果的に活用された事例

- ・要支援児童がスタッフと信頼関係を築き、学習支援を受け入れ高校受験に合格。

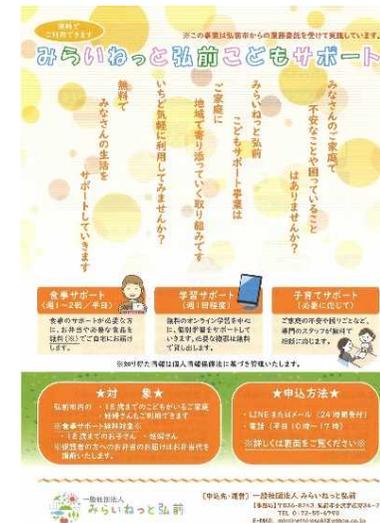
（参考）活動の様子



児童への配食イベント



オンライン学習支援の様子



配布チラシ

④令和2年度の実績と令和3年度の課題

- 実績：弁当（無料）の配達等 284回、生活に関する助言・指導 109回、学習支援 30回、専門機関等への連絡・紹介 4回（重複あり）ほか、大学によるオンライン学習支援への誘導等

- 学習支援の課題：①オンライン学習支援スタッフの確保
②情報端末貸与ルール
③支援レベルの想定
④既存他事業との住み分け、民業圧迫

宮城県涌谷町の取組事例（コロナに負けないぞ！わくわくデリ事業）

Point

初回訪問は、町の担当者とアスイクの担当者が一緒に訪問
～顔の見える関係を大切に！安心して利用してもらうために～

①事業実施団体・事業実施形態

- N P O 法人 アスイク
運営事業
 - ・宮城県小・中・高校生の放課後まびサポート事業
 - ・子ども食堂
 - ・不登校・ひきこもり支援
- 要対協の加入の有無：有（令和3年度から参加）

②取組の概要

○事業実施内容

- ①定期的な居宅訪問による子どもの安全確認と生活状況の把握
- ②食材や食品の提供により食事の確保と経済的負担の軽減
- ③保護者に対する子どもの生活や学習等に係る相談・助言・情報提供
- ④町とアスイクとの定例会議（定期的・随時の情報共有）

○事業実施期間：令和2年9月スタート

○見守り対象児童数：17世帯35名（令和3年6月30日現在）

○個人情報の取扱いについて

- ①保護者からの同意→申込書兼同意書の提出
- ②実施者の「個人情報取扱特記事項」の遵守（実施要領に規定）

③取組の効果

○事業実施にあたり工夫している点

- ①子どもが自宅にいる時間帯の訪問
- ②玄関先に食品を届けるのではなく、室内に上がらせてもらい一定時間滞在する
- ③子どもだけでなく、保護者の話をきくことができるスキルを持ったスタッフが訪問する
- ④必要な支援につなぐ

○本事業が効果的に活用された事例

- ①自宅訪問のきっかけとなり、家庭状況の把握につながった
- ②母の話し相手となり、母のストレスが軽減され子どもへの暴言が軽減した
- ③生活の場所が変わったことを早期に把握し、安全確認ができた

（事業の流れ）

対象世帯の選定 → 保護者に事業紹介 → 申込書兼同意書提出



（参考）子ども達の好きな物をお届け



④令和2年度アンケート結果（一部抜粋） ※n=16

- 訪問担当者は、自分が話したいことを受け止めてくれましたか？
➡ そう思う（16）
- 利用して良かったと思うことを教えてください。
➡ ・食事内容が広がった（8） ・子どもと話す機会が増えた（7）
・保護者のストレス解消ができた（7） ・遊んでもらった（6）
・食事の回数が増えた（5） ・子どものストレス解消ができた（4）

栃木県日光市の取組事例（子どもの居場所づくり事業）

Point

コロナ感染対策、家庭の実情に応じた支援を行うため、支援のメニュー（選択肢）を増やし、虐待発生の未然防止を目指しています。

①事業実施団体・事業実施形態

○事業実施団体の種別・形態

- ・認定NPO法人だじょうぶ
- ・市内3カ所に居場所（ひだまり）があり、0歳～18歳までの子どもや母子が利用。1カ所は「ひだまりキッズ」とし、乳幼児専用の預かりを実施。（R2年度については）
- ⇒コロナ感染予防も含め、家庭の状況等に応じ、居場所利用、屋外への連れ出し支援、訪問による食材配布等、工夫し見守り支援を実施。

○要対協の加入の有無

- ・NPOも要対協に加入。家庭児童相談室での相談援助も協働で行っている。

②取組の概要

○事業実施内容

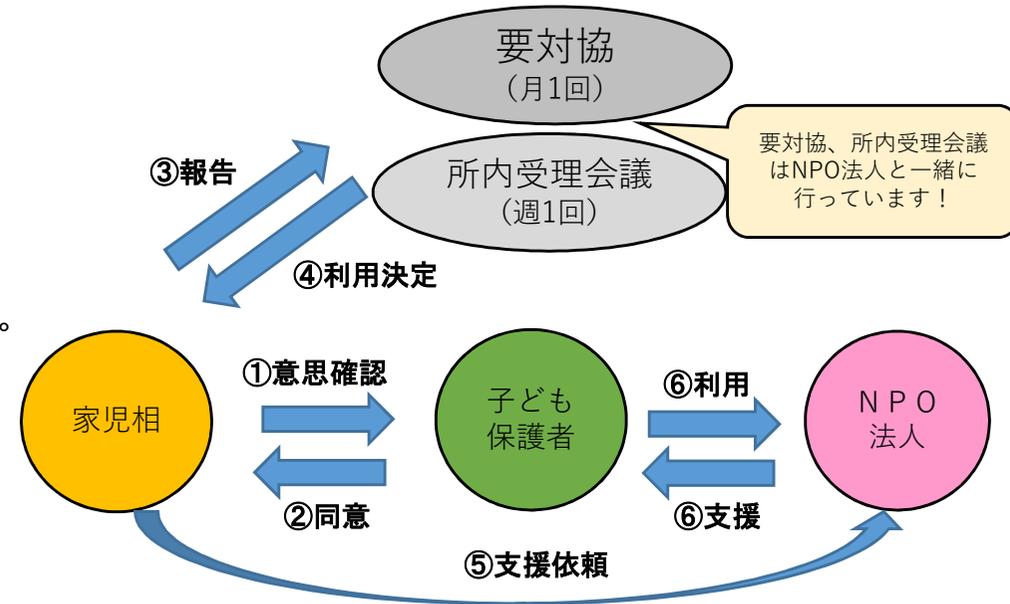
- ・社会的養護が必要な子どもたちに、家では養育が行き届かない部分を居場所で補う。（お風呂や食事、洗濯、宿題の支援など）（R2年度については）
- ⇒コロナ感染予防のため、世帯に分け居場所を利用してもらう。
 - ・密にならない支援として、屋外に連れ出し、色々な体験をしながらストレス、イライラの発散を行う。
 - ・居場所利用回数が減った分、訪問することで子どもや家庭の状況を確認し、食材や物品の支援も行う。

③取組の効果

○事業を実施することで効果が得られていること

- ・子どもへの直接的な支援を行うことができる
- ・子どもの変化にいち早く気付くことができる（虐待の予防、発見）
- ・親も子どももSOSを出しやすくなるため、相談援助がしやすくなる（見守り体制強化事業を活用することで…）

⇒居場所「ひだまり」を減らさざるを得なかった分、他の支援メニューを提供し、虐待予防を実施できた。



（参考）活動の様子 ※感染予防として、マスクを着用や子の預かり場所を分ける等、密にならない支援を行っています。



保護者以外の大人と触れ合うこと、色々な体験をすることで虐待の連鎖を断ち切れたらいいなあ...

埼玉県三郷市の取組事例（支援対象児童等見守り強化事業）

Point

- ・関係機関が対象家庭に対し、家庭訪問支援として実施(申請方式)。
- ・相談支援、通院等同行支援、子どもへの遊びの支援を行う。
- ・フードバンクを活用し、食料品や日用品等を訪問時に提供。

①事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態
一般社団法人 彩の国・子ども若者支援ネットワークに業務委託
※埼玉県内の福祉事務所において、生活困窮者支援の学習支援事業を実施している(本市は別業者に委託)。
- 要対協の加入の有無：加入していないが、毎月の訪問実績の報告書を実務者会議で活用している。

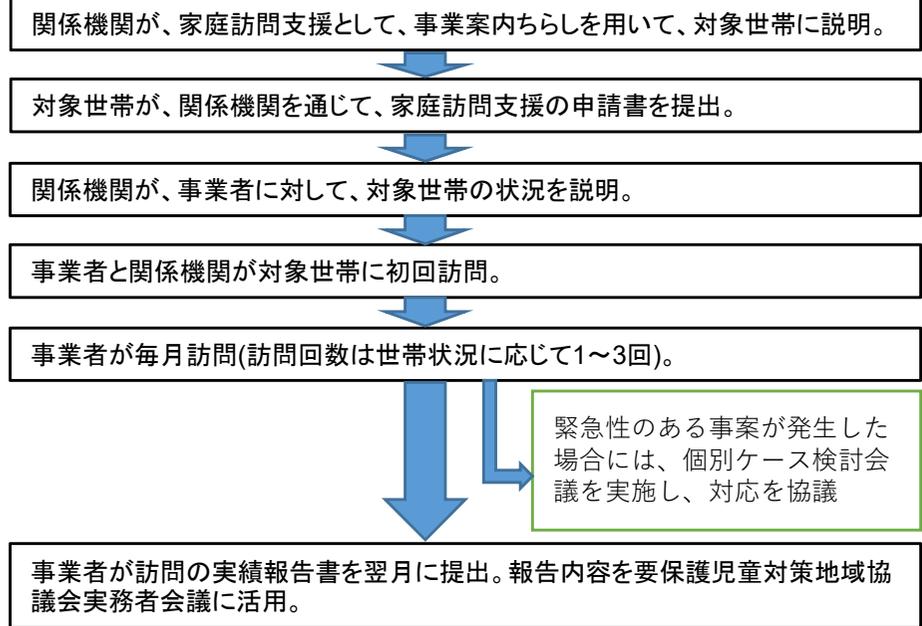
②取組の概要

- 事業実施内容
要保護児童対策地域協議会の関係機関（主に母子保健担当課、学校）に対し、見守りが必要と思われる世帯に制度を紹介してもらい(見守り強化事業としてではなく、家庭訪問支援として紹介)、申請書を提出し、支援を開始する。毎月1～3回、訪問支援員2名で家庭訪問を実施、1件につき30分程度(保護者と子どもとそれぞれに分かれ支援)。
- 事業実施期間：令和2年9月より開始(令和3年度も継続実施)
- 見守り対象児童数：36名(うち要対協児童25名。令和2年度)
43名(うち要対協児童26名。令和3年6月現在)
- 個人情報の取扱いについて
契約書の中に明記。

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
対象世帯とのかかわりを基に、申請方式を採用し、見守りに特化した事業を展開することができた。
- 本事業が効果的に活用された事例
短いスパンで定期的に訪問することで、支援員との関係性が構築され虐待のリスクの軽減が図れた。

三郷市支援対象児童等見守り強化事業の流れ



(参考) 活動の様子



訪問時に提供する食料や日用品→



←事業案内ちらし

④その他・特記事項

- 支援内容
養育相談、病院や公園への同行支援、必要に応じた学習支援、保育所申請書作成のサポート、転居に関する相談サポート、簡単な料理レシピの紹介などを行う。

石川県金沢市の取組事例（こども見守り支援事業）

Point

- ・複数の団体が実施
- ・訪問支援ノウハウのない団体は、社会福祉士等を訪問人員として活動
- ・各団体で気になる家庭および市から要請のあった家庭を訪問

(活動のイメージ図)

①事業実施団体・事業実施形態

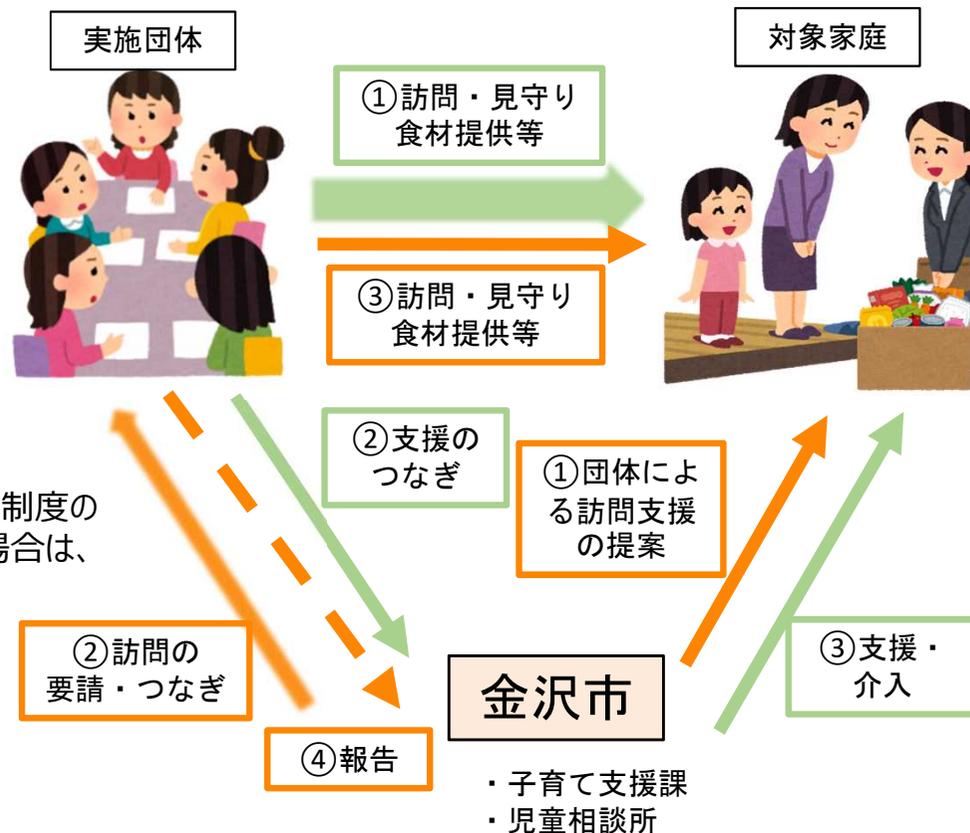
- 事業実施団体の種別・形態
NPO法人3団体 ・子育てサロン、個別支援等を行う団体A
・子ども食堂等の活動を行う団体B
・DV被害者等支援を行う団体C
- 要対協の加入の有無 : 3団体とも無し

②取組の概要

- 事業実施内容
家庭訪問による食事・食材の提供を通して子どもの見守りを実施、行政の支援制度の情報提供や、必要に応じて市の相談機関につなげる。また、市より要請のあった場合は、その家庭に対する食糧支援及び訪問を実施する。
- 事業実施期間 : 令和2年9月～令和3年3月
(令和3年度も実施)
- 見守り対象児童数(R2) : 団体A 24人(延べ273人)
団体B 21人(延べ123人)
団体C 16人(延べ126人)
- 個人情報の取扱いについて : 市から提供する情報に対する誓約書を提出

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
・市が要請する家庭以外は、各団体で支援している家庭及び当事業のために新規に募集をかける等して、各団体の特色によって支援対象者を選定。当事業をきっかけに、各団体の他の活動や居場所等につなげることができる。
- 本事業が効果的に活用された事例
・団体で訪問する中で行政の支援が必要と思われる家庭について、子育て支援課につないでもらい、行政の支援につながった。



④その他・特記事項

- 市（児童相談所、子育て支援課）から団体へ訪問の要請をする場合、各担当者が対象家庭に同意を得て、初回の団体による家庭訪問時に同行して顔つきをする。また、団体は対象家庭に変化や心配な様子がある際には、市の担当者あてに連絡・報告をする。
- 子ども食堂の活動を中心に行っている団体は、個別の訪問支援のノウハウやスキルを持っておらず、社会福祉士等を訪問人員として活動した。

福井県越前市の取組事例（子どもの見守り強化事業の取組事例）

Point

要保護児童対策地域協議会の構成機関だけでなく、様々な地域ネットワークを活用して子どもを見守る拠点を市内全域に整備し、地域のネットワークを強化することで、気がかりな子どもや家庭を把握し、早期に適切な支援につなげる。

①事業実施団体・事業実施形態

○事業実施団体の種別・形態

- ①児童館 15か所（社会福祉協議会）
- ②学習支援拠点 10か所（地域公益活動推進協議会：笹ネット）
- ③子ども食堂 2か所 ④民生児童委員、市保健師 ⑤地域見守り支援員

○要対協の加入の有無：

児童館、民生児童委員は加入、笹ネットはR3年度から加入

②取組の概要

○事業実施内容

①児童館おむすびプロジェクト ②学習支援拠点での見守り ③子ども食堂での見守り R2.10～
食を介した対話の中で、子どもや家庭状況を把握。支援ニーズの高い子どもを早期発見し必要な支援につなげる。

④ひとり親家庭への訪問支援 R2.10～

民生委員と保健師が連携し食料品をもち月1回定期訪問し困り事など把握する。食料品を民生委員が訪問地区の児童館に取りに行くことにより、児童館利用の子どもや職員と交流

⑤見守り支援員による地域見守り活動 R2.5～

主に学習支援団体の有資格者に要対協家庭の定期的な見守りを依頼する。

○見守り対象児童数：①②③延9,565名 ④延255世帯 ⑤延415名

○個人情報の取扱いについて：市の補助金交付決定通知書や契約書に個人情報取扱注意事項を別添し遵守するよう明記。R3.4月からは笹ネットも要対協に加入。

③取組の効果

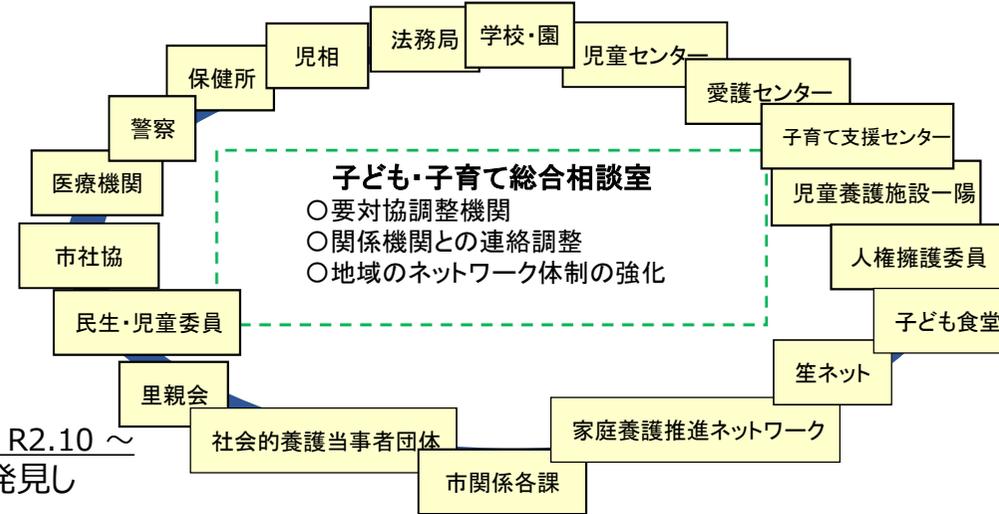
○事業実施にあたり工夫している点

事業実施団体が多様であり、また各々がつながるような仕掛けもあり、地域ネットワークがさらに広がり強化されていくことで、気がかりな子どもやその家庭の見守りにつながっている。

○本事業が効果的に活用された事例

生活困窮のある多子父子世帯に、ひとり親家庭の訪問支援を行う中で、子ども食堂の宅食に繋がる。また、配食時に主任児童委員が同行することで地域での見守りがされ、学校とのパイプ役にもなっている。

子どもの見守りネットワーク



(参考) 活動の様子



④その他・特記事項

○越前市は、R3年度から要対協に4つの構成機関を追加。一つは市役所の機構改革により新設された福祉総合相談室。他に、学習支援の委託先である市内19社会福祉法人からなる地域公益活動推進協議会(笹ネット)、家庭擁護推進ネットワーク(福さと)、社会的養護当事者団体(エズピース) など、法人格を有していない任意団体が要対協に参画している。

静岡県浜松市の取組事例（子育て見守りサポート事業）

Point

- ・支援対象児童の主担当機関(要対協)と連携した情報共有
- ・要対協構成機関との連携による児童家庭と実施団体間の関係性構築
- ・市内で活動する実施団体によるアウトリーチ型の支援

①事業実施団体

- 事業実施団体：(主導団体)NPO法人しずおか・子ども家庭プラットフォーム
(協力団体)市内で子育て支援に取り組む民間団体
- 要対協の参画：法人としては不参画
→主導団体は「児童家庭支援センター」の運營業務を受託しており、児童家庭支援センターの肩書で要対協へ参画している。

②取組の概要

- 実施内容：見守りが必要な「支援対象児童等※」について、事業実施団体が家庭を訪問するなどして児童の状況を把握し、必要に応じて食事支援、学習支援、生活指導支援を行う。

※支援対象児童等

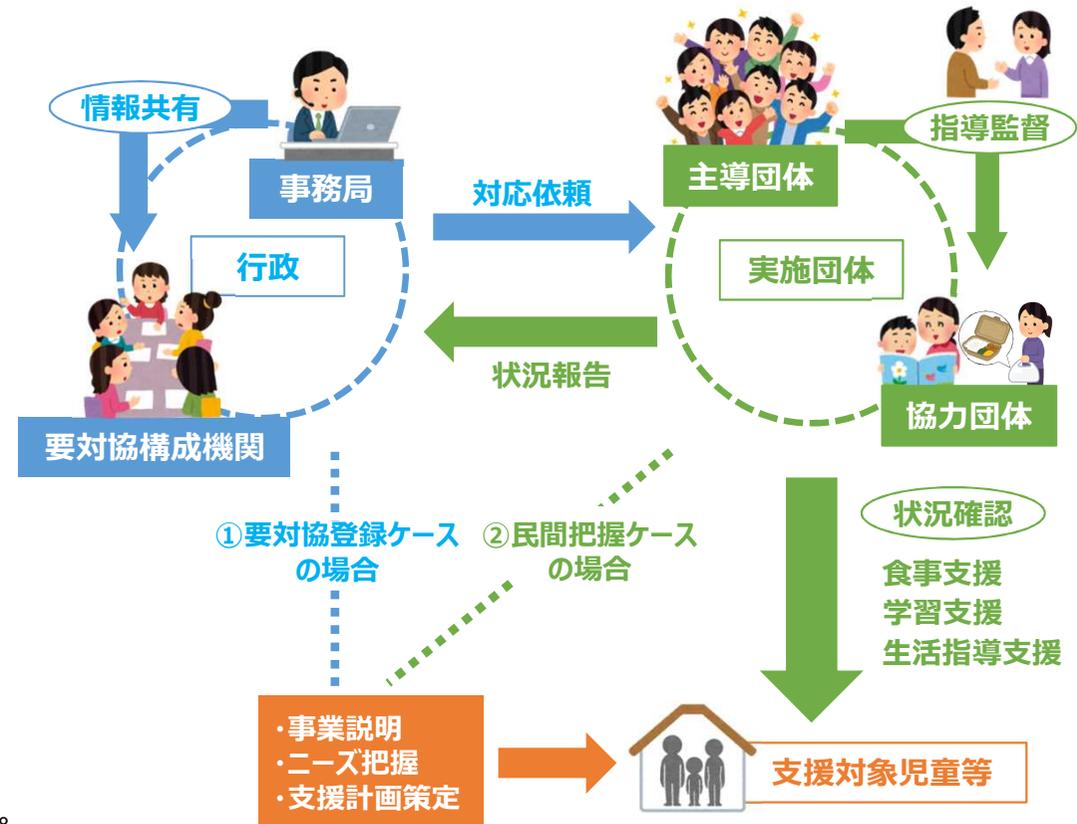
- ①要対協登録ケース：要対協でケース管理している児童等
- ②民間把握ケース：事業実施団体が把握している児童等

- 実施期間：令和2年10月1日～令和3年3月31日
令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 対象児童数：114人(令和2年度実績)
- 実施頻度：1か月に1回又は2週間に1回
- 個人情報の取扱い：主導団体から個人情報保護の宣誓書の提出を受けた他、協力団体についても同様の取扱いをするよう指導監督させた。

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
 - ・見守りの実施にあたり、児童家庭支援センターとして要対協に参画する主導団体に協力団体を指導監督させることで、見守りの質を向上させた。
 - ・要対協登録ケースの場合は訪問の都度児童の状況を報告させるなど、実施団体と当該児童の主担当機関との連絡を密に行うよう努めた。
 - ・行政と主導団体、協力団体の間で連絡会を開催し、事例検討や改善点の考察を行う事で、事業全体のスキルアップを図った。

■実施のイメージ



- 事業実施による効果
 - ・事業実施団体と協働して見守りの輪を広げ、支援対象児童等の状況を把握し、アウトリーチ型の支援を行うことで、これまで行政が関与できていなかったケースについて、適切な支援につなげることができた。
 - ・事業を実施する中で、協力団体が要対協の管理を終結した後の児童等を支援していることも判明し、協力団体からの報告を通じて、行政が要対協の管理を終結した児童等の直近の状況を伺い知ることができた。

三重県桑名市の取組事例（支援対象児童等見守り強化事業）

Point

- ・行政の相談支援とコラボした見守り事業
- ・子ども食堂の要対協への加入

①事業実施団体・事業実施形態

○事業実施団体の種別・形態

市の子ども食堂ネットワークの事務局を務める「NPO法人・子ども食堂実施団体」に委託し、実施。「NPO法人・子ども食堂実施団体」は、事業参加を表明した他の子ども食堂実施団体の協力を仰ぎながら事業実施している。（10団体中3団体が参加）

- 要対協の加入の有無：令和2年度は、事業を委託した団体のみ加入していたが、令和3年度から市子ども食堂ネットワークとして全団体が参加している。

②取組の概要

○事業実施内容

・市内の子ども食堂が、宅食又はフードパントリー時に、子どもや世帯に気になる状況があれば、子ども総合センターへ報告してもらい、子ども総合センターが支援を行う。

- 事業実施期間：令和2年10月から実施（令和3年度も実施中）

- 見守り対象児童数：64人（令和3年3月末現在）

○個人情報の取扱いについて

委託事業であるため、事業実施の範囲内で、保護者等の同意がなくとも、市と事業実施団体と情報共有は可能と考えている。また、事業以外の要保護児童等の情報共有を可能とするため、要対協に加入していただいている。

③取組の効果

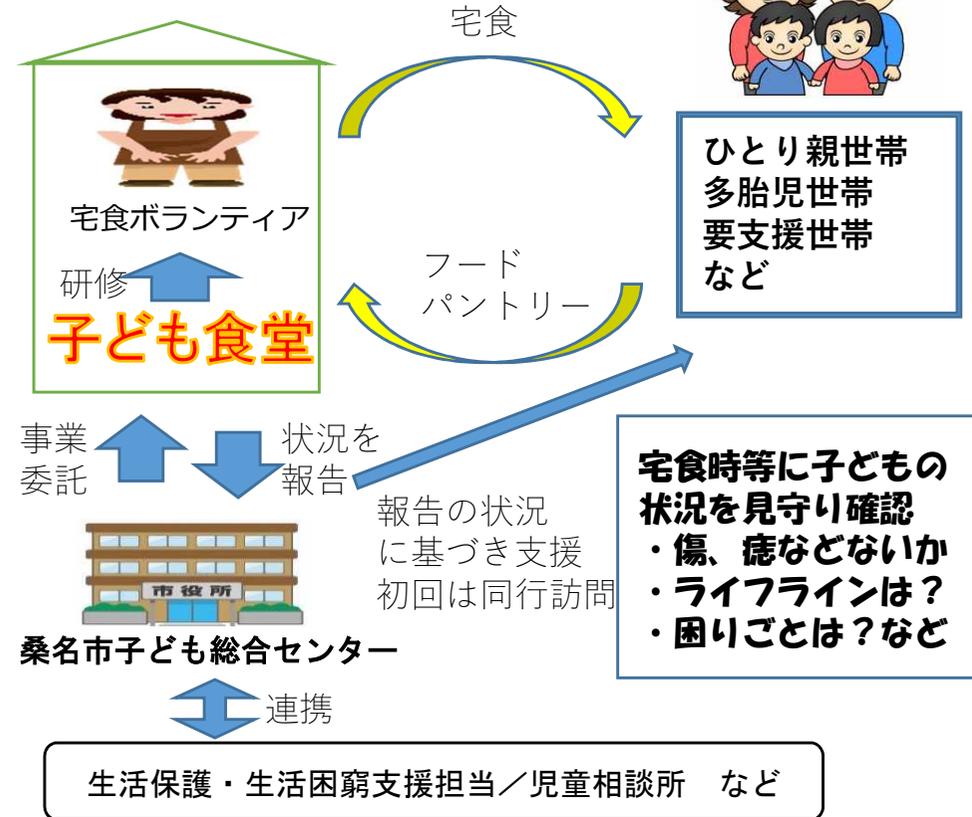
○事業実施にあたり工夫している点

- ・宅食を行うボランティアには、委託事業所が実施する子育て支援、個人情報の取り扱い等の研修を受講していただいている。
- ・市と委託事業所とは、同行訪問を行うなど頻回に連絡をとりあっており、必要があれば、宅食後の自立に向けての支援等を行っている。

○本事業が効果的に活用された事例

市だけの訪問では、関係が築けなかった世帯についても、宅食時に食事やオムツ等を持参することで、スムーズに支援ができるようになった。

（活動のイメージ図）



④その他・特記事項

- 当市では、子ども食堂を、地域の子どもの居場所として位置づけたいと考えている。当該事業は、子ども食堂支援のステップのひとつととらえており、次のステップとして、本来の子ども食堂の活動である居場所機能に対する、何らかの支援が必要と考えている。

京都府京都市の取組事例（支援対象児童等見守り強化事業）

Point

- ・子ども食堂，学習支援，子育て家庭への食品配送・見守り活動などに取り組む社会福祉法人，NPO法人，任意団体等と連携し，取組を推進
- ・対象事業を行う民間団体等に対して補助金を交付（公募）

①事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態（令和2年度実績）
 - ・NPO法人・任意団体等（9団体）
子ども食堂，学習支援，食材等の個別提供，居場所の提供等
 - ・社会福祉法人（2団体）
子育て家庭への食品配送・見守り活動
- 要対協の加入の有無：無（今後，要検討）

②取組の概要

- 事業実施内容
 - ・本市から，対象事業を行う民間団体等に対して補助金を交付（公募）
 - ・対象事業（ア～ウの要件を満たすもの）
 - ア 孤立，育児不安，経済的困窮，児童虐待又はその他の理由により，支援が必要であると市長が認める児童及び家庭に対して実施すること
 - イ 次のいずれかの取組を通じて，概ね月1回以上，支援対象児童等の状況を把握すること
 - ・居宅訪問やICT機器等を活用した見守り及び相談対応
 - ・食事や食材の提供
 - ・学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のための学習支援
 - ・基本的な生活習慣の習得支援や生活指導等
 - ウ 支援対象児童等からの相談に応じ，適切な相談支援機関を紹介すること
 - ・対象経費
人件費，通信運搬費，賃借料，需用費（食材購入費を含む），光熱水費等
 - ・補助上限額
1団体等・1事業当たり上限400万円

②取組の概要（続き）

- 事業実施期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日
※令和3年度も継続実施予定。
対象団体の公募に向け準備中。
- 見守り対象児童数：500人弱（令和2年度実績）
- 個人情報の取扱いについて
 - ・補助金交付申請時に団体から本市に対して，個人情報保護に関する誓約書を提出。
 - ・団体から本市へ，保護者同意を得た内容について，四半期報告，年次報告を提出。
 - ・上記報告とは別に，状況に応じて，団体から児童相談所へや区役所・支所子どもはぐみ室へ通告・相談することを求めている。

③取組の効果

- 本事業が効果的に活用された事例
 - ・子ども食堂や学習支援等の定期的な開催を通じて，支援を必要とする児童を，地域において継続的に見守り。
 - ・不登校や障害児等も含めた支援を行う取組も。
 - ・子育て家庭への食品配送・見守り活動では，行政機関や子ども食堂等へ「来る」ことができない家庭等に対して，見守りを実施。

山口県宇部市の取組事例（うべおたすけまんぷく便）

Point

- ・家庭の状況・児童の状況に応じて、食事の提供、学習支援、生活指導を行っている
- ・連絡会議を開催し、情報の共有を行っている

①事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態
株式会社 かねこキッズクラブ（小児科が母体で、子ども食堂、学習室を運営）
- 事業実施形態：委託事業
- 要対協の加入の有無：無
- 実務者会議の研修・講演会には必要に応じて参加。個別ケース会議にも参加している。

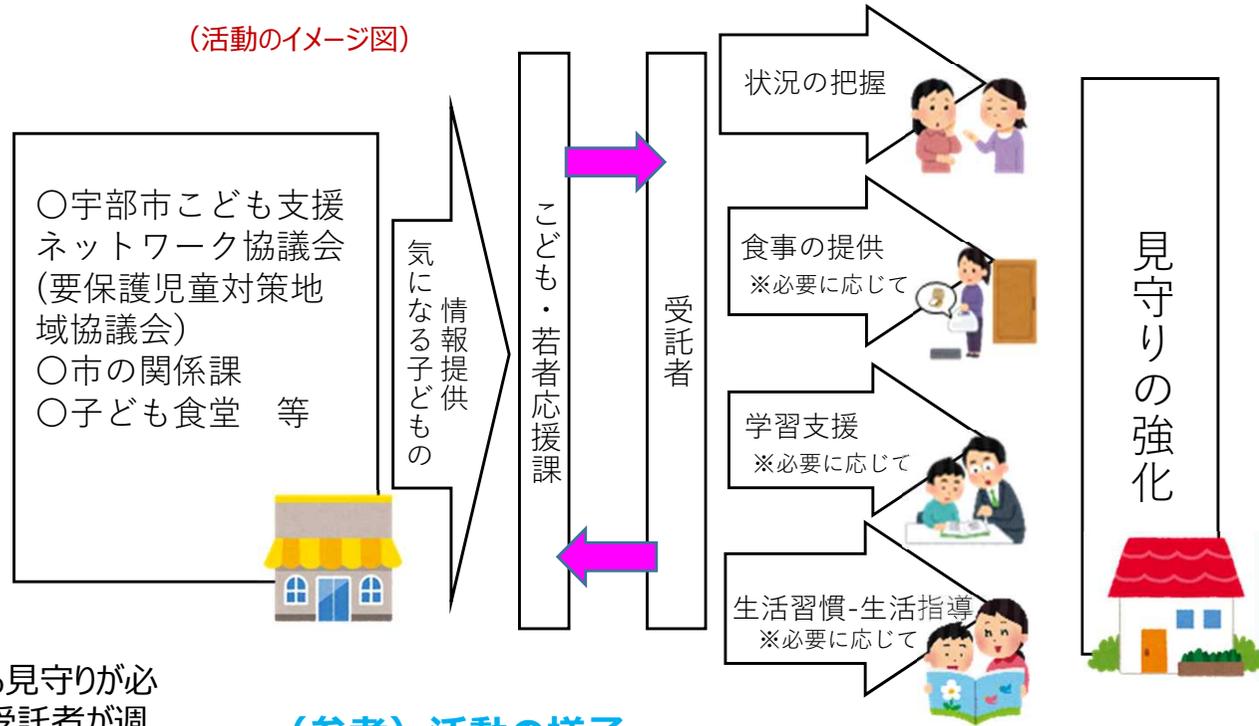
②取組の概要

- 事業実施内容
気になる家庭・児童等の情報提供を受けた市が、この事業による見守りが必要と判断し、保護者の同意を得た家庭を集約。それらの家庭を、受託者が週1回程度の状況把握（目視）、必要に応じて食事や物資の提供、学習支援、生活指導を行っている。また、さまざまな経験や体験の機会も提供している。
- 事業実施期間：R2.8.27～
- 見守り対象児童数：53人（R3.3.31時点）
- 個人情報の取扱いについて
契約書に守秘義務について明記している。また、事業開始に際して、支援に必要な情報を、市の関係部署及び、受託者で共有することを保護者に同意をもらっている。

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
受託者に気になる家庭の情報提供を行う際は、可能な限り関係機関を集め、情報共有を行い、課題や終了の目処について共有を図っている。
- 本事業が効果的に活用された事例
 - ・良好な母子関係の構築につながった事例
 - ・不登校の子が学習支援を利用し、学習意欲の向上につながった事例

（活動のイメージ図）



（参考）活動の様子



④その他・特記事項

- 受託者と市の関係課を含めた連絡会議を開催し、相互関係の構築に努めている。



Point

人口規模4万人、出生数350、要保護児童25、面積28km² 長崎市中心部から10km
民間5団体が事業実施することで、要保護だけでなくリスク把握した家庭には広く支援を提供し予防段階での介入を目指す



①事業実施団体・事業実施形態

○事業実施団体の種別・形態

- ①一般社団法人
形態；子ども宅食・学習支援事業・
事業全体に対するコーディネート事業
- ②社会福祉法人
形態；子ども宅食
- ③社会福祉法人
形態；子ども宅食・物資支援
- ④社会福祉法人
形態；学習支援・体験学習支援
- ⑤社会福祉法人
形態；体験学習支援

○要対協の加入の有無：有

②取組の概要



○事業実施内容

- ①ケアコーディネーター事業②食糧支援事業
- ③物資支援事業④体験学習事業

○事業実施期間：令和2年8月～令和4年3月末

○見守り対象児童数：

要保護児童12世帯26名、要支援児童88世帯180名

○個人情報の取扱いについて

要対協の構成メンバーとして守秘義務を科して
支援対象者の情報を共有。



③取組の効果



○事業実施にあたり工夫している点

従来の業務を継続しながら「見守り強化事業」を実施。限られた時間と人で実施をせねばならず、業務が煩雑に。各事業所がもともと実施している事業の「強み」を生かせる事業形態を選択することで、業務負荷をなるべく小さくできた。

また、本事業終了後もそれぞれの機能として子育て支援の継続が可能な事業所へ依頼をした。

さらに、子育て支援を行っていた団体だけではなく、生活支援や高齢者支援を行う団体にも事業を行ってもらうことで新たな支援ネットワークを構築できた。



④その他 特記事項

○月に1回の定例会

全事業所が参加をしての会議を月に1回実施をし、情報共有・意見交換。事業全体の動きの把握・子育て支援等の新しい情報などを共有する。



宮崎県日南市の取組事例（子ども見守り・宅食事業（日南っこ宅食））

Point

経済的に困難な状況にある子どものいる家庭に対し、定期・継続して食材等の提供を行い、関係性を構築しながら寄り添い型の相談支援を行う。

①事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態
社会福祉法人 日南市社会福祉協議会
- 要対協の加入の有無 : 有

②取組の概要

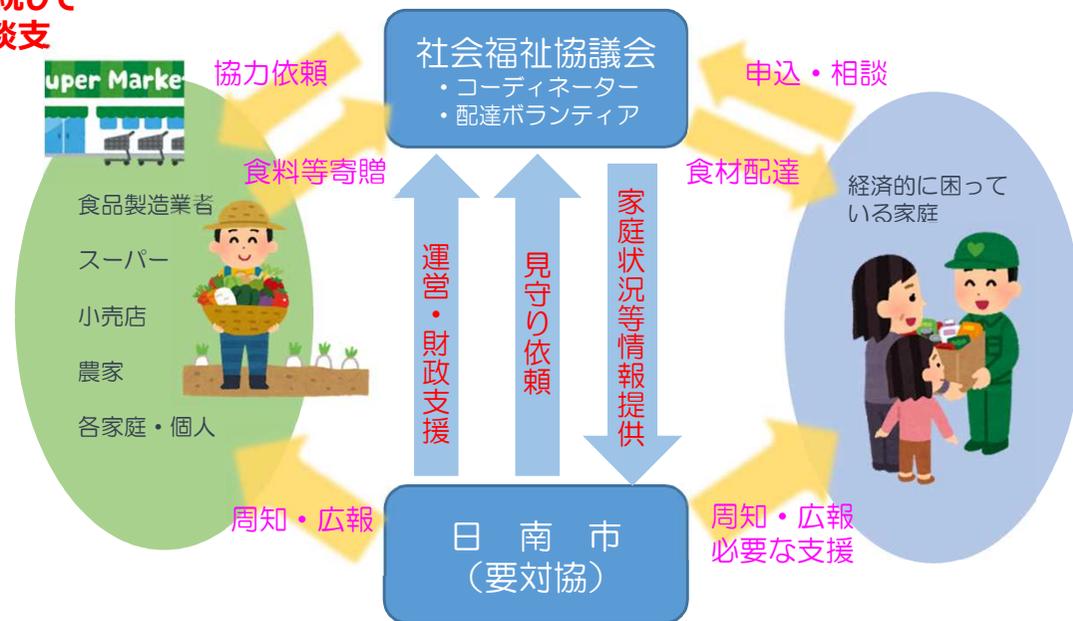
- 事業実施内容
毎月第3木曜日の17時30分から19時の間に配達ボランティアが食材（概ね一人10食分）や日用品を各家庭に届ける。
- 事業実施期間 : 令和2年12月～
- 見守り対象児童数 :

月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
世帯数	7	10	11	12	12	14	22
児童数	24	32	34	35	35	37	53

- 個人情報の取扱いについて
社会福祉協議会自体は要対協加入団体ではあるが、個別に協定を結び、配達ボランティア含め事業に携わる者に対し、守秘義務を課している。

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
 - ・ホームページの専用フォームにて24時間申し込み可能。その他LINE@、電話でも申し込み可。
 - ・関係構築のため配達ボランティアは訪問先担当1人を固定し、2人1組で訪問。
- 本事業が効果的に活用された事例
直接会うことができなかったひきこもり児童のいる家庭において、食材配達時に児童と一緒に受け取りをお願いしたところ、姿を見せるようになり、毎月の安否確認や健康状態確認につながっている。



(参考) 活動の様子



配達ボランティア講習会



食材仕分けの様子

④その他・特記事項

- 食材の宅配事業であるが、要対協に上がってこない困窮家庭の掘り起こしや行政に苦手意識を持つ家庭との関係構築が狙い。
- ボランティアによる食材の配達を拒まれた場合は、社協コーディネーターが代わりに訪問し、理由確認及び相談支援を行う。生活困窮等で支援継続が必要と判断されるが、それでも宅食を拒まれる場合は、市へ状況と拒否理由の報告を行うこととなっている。